

令和8年3月

令和8年度 専門研究員 各位

学事担当

専門研究員への物品貸出について

令和8年4月1日より専門研究員となる法科大学院修了者（専門研究員を継続する学生も含む）は、4月1日（水）から、下記物品を学事担当窓口にて借用できます。

【貸出物品】

- ① 附属図書館利用証
- ② 入室カード(法科大学院図書室)
- ③ 専門研究員身分証明書
- ※ 申請時に希望した者のみ

専門研究員を辞める際（司法試験合格時含む）には、

上記物品は全て返却して頂きます。

紛失しないよう管理には十分に注意してください。